

安城市初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 8 6 号

安城市初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

安城市初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 4 1 年安城市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「の職務の級は」を「その他市長の定める職員（以下「経験者試験等採用者」という。）の職務の級は」に、「当該新たに職員となった者」を「当該経験者試験等採用者」に改める。

第 7 条第 1 項第 2 号中「前条第 3 項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。）」を「経験者試験等採用者」に、「当該経験者試験採用者」を「当該経験者試験等採用者」に改め、同項第 5 号中「第 2 号」を「経験者試験等採用者」に改め、同条第 2 項中「前項第 2 号に掲げる職員」を「経験者試験等採用者」に、「、同項」を「、前項」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項中「経験者採用試験」を「経験者試験等採用者」に改める。

第 7 条の 3 第 1 項の表中

「

高校 2 卒		1 1
	中学卒	9

」

を

「

高校 2 卒		1 1
--------	--	-----

」

に改める。

第7条の4第1項中「掲げる号給数」の次に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものにあつては、同欄の下段に掲げる号給数）」を加える。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第7条の5関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割
	その他の期間	10割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	2割5分以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、5割以下）

「		「	
高 校 卒	中 学 卒	高 校 卒	

＋ 9 年	＋ 9 年
＋ 6 年	＋ 6 年
＋ 6 年	＋ 6 年

＋ 9 年
＋ 6 年
＋ 6 年

別表第 5 中

＋ 6 年	＋ 6 年	を	＋ 6 年
＋ 5 年	＋ 5 年		＋ 5 年
＋ 4 年	＋ 4 年		＋ 4 年
＋ 3 年	＋ 3 年		＋ 3 年
＋ 2 年	＋ 2 年		＋ 2 年
＋ 1 年	＋ 1 年		＋ 1 年
＋ 1	＋ 1		＋ 1

に改める。

年	年		年
— 1 年	— 1 年		— 1 年
— 3 年	— 3 年		— 3 年

別表第6備考中「、経験者採用試験又は」を「の結果に基づいて職員となった者、経験者試験等採用者及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。